

建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）

既に性能証明を取得されている技術の取り扱いについて

2015.10

（一財）日本建築総合試験所 性能評定課

建築技術性能認証への移行

従来、せん断補強筋の溶接継手（以下、A級継手）の性能は、柱・梁部材のせん断強度や変形性能などの部材性能と合わせて、性能証明で取り扱ってきました。今般、A級継手に係る性能認証業務を開始したことに伴い、既に性能証明として取得している技術に対しても原則として性能認証で取り扱います。技術の改定が行われる際、以下の通り性能認証への移行手続きに係る対応をお願いします。なお、技術に変更が無い場合は現在の性能証明を有効とし、移行手続きは不要です。

◇改定内容に応じた取り扱い

①柱・梁など部材性能に関する改定、又は軽微改定の場合

部材性能・・・性能証明の改定、又は軽微改定

A級継手・・・性能認証の新規取得（改定扱い）

※認証基準により書類審査を行います。試験については既証明時から不足している試験を追加してください。

※3年後の改定時に書類審査、工場審査を行います。

②A級継手に関する改定、又は軽微改定の場合

部材性能・・・性能証明の軽微改定

A級継手・・・性能認証の新規取得

※認証基準により書類審査、工場審査を行います。試験については既証明時から不足している試験を追加してください。

以上

この件に関する問い合わせ先

（一財）日本建築総合試験所 性能評定課 野村・山崎

TEL：06-6966-7600 e-mail：hyotei2@gbrc.or.jp